

青森県報

第九百八十四号

令和七年
十月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………

(高 齢 福 祉 保 險 課) …… 一

○障害福祉サービス事業者の指定……………

(障 害 福 祉 課) …… 一

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………

(水産振興課) …… 一

人事委員会

○人事委員会規則九―五(公立の小学校、中学校等の特定管理監督職群を構成する管理監督職)……………

(事 務 局) …… 二

告 示

青森県告示第五百四十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和七年十月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第五百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年十月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う所		指 定 年 月 日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	訪問介護	ヘルパーズ・アプラス	名 称	所 在 地	
株式会社倅誠	黒石市角田三三の七				黒石市角田三三の七	令和七・二・一

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		障害福祉サービスを行う所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	短期入所	医療型短期入所施設「火の鳥」	名 称	所 在 地	
医療法人泰平会	弘前市大字城東中央四丁目二の八				弘前市大字城東中央四丁目二の八	令和七・二・一

青森県告示第五百四十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和七年十月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯二五の一〇二 今 郁行 西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯一八 松山 幸昭	鰯ヶ沢町第一区 協同組合の地 区のうち、大 字赤石町、大 字姥袋町、大 字日照田町、 大字館前町、 大字深谷町、 大字南金沢 町、大字種里 町、大字小森 町、大字鬼袋 及び森町の区 域	底建網漁業

人 事 委 員 会

人事委員会規則九―五（公立の小学校、中学校等の特定管理監督職群を構成する管理監督職）をここに公布する。

令和七年十月二十七日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則九―五（公立の小学校、中学校等の特定管理監督職群を構成する管理監督職）

公立の小学校、中学校及び義務教育学校の教職員に係る職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月青森県条例第四号）第九条第三項（県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例（昭和三十一年九月青森県条例第四十号）の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の人事委員会規則で定める管理監督職は、公立の

小学校、中学校等の特定管理監督職群として、県立中学校又は市立、町立若しくは村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校の校長及び教頭とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。